定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年十一月十六日

大阪府泉南市りんくう南浜四番地二七

株式会社喜多製作所

代表取締役　喜多　智彦

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十八年十一月十五日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の数　二千株

二、募集株式の払込金額又はその算定方法

一株につき金三千円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日　平成二十八年十二月一日

五、増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金　三百万円

増加する資本準備金　三百万円

以上

平成二十八年十一月十六日

東京都中央区東日本橋一丁目一番四号

ファインネットテクノロジー株式会社

代表取締役　山崎　晴康

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるスペンス・ジョナサン・ラッタンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井戸上徳器が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十八年十一月十六日

東京都千代田区神田錦町三丁目七番二号

東京堂錦町ビルディング八一四号

Zetland Corporate Services Japan Limited

日本における代表者　井戸上徳器

限定承認公告

本籍北海道札幌市白石区栄通一丁目五六番地、最後の住所札幌市白石区平和通七丁目北一四番二二号　被相続人　亡　鎌田　正博

右被相続人は平成二十八年八月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月八日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

札幌市白石区平和通七丁目北一四番二二号

相続財産管理人　鎌田百合子

限定承認公告

本籍埼玉県上尾市大字上尾村一二八六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　森　國親

右被相続人は平成二十八年八月八日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月四日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

埼玉県上尾市上尾村一三三二―一〇

相続財産管理人　小池　恵子

限定承認公告

本籍三重県鈴鹿市稲生四丁目四八七三番地、最後の住所三重県四日市市笹川九丁目一五番地一分譲一〇六―二〇八　被相続人　亡　南　正和

右被相続人は平成二十八年五月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十七日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

三重県鈴鹿市稲生一丁目七番一一号

限定承認者　板谷　亜希

限定承認公告

本籍大阪府大阪市城東区森之宮一丁目二番地五、最後の住所徳島県海部郡海陽町四方原字町西六九番地　被相続人　亡　執行ヤスヱ

右被相続人は平成二十八年五月十九日頃死亡し、その相続人は平成二十八年十月二十八日徳島家庭裁判所牟岐出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

兵庫県神戸市兵庫区千鳥町二丁目二番八号

相続財産管理人　川添　晴男

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市須磨区外浜町二丁目五番、最後の住所神戸市西区王塚台六丁目一番地の一　サンガーデン浄泉一〇六号　被相続人　亡　松本　光弘

右被相続人は平成二十八年七月二十日死亡し、その相続人は平成二十八年十一月七日神戸家庭裁判所明石支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

神戸市中央区京町六七番地ＫＡＮＪＵビル七階

限定承認者石森美保子

代理人弁護士　羽田　由可

任意清算公告

当社は、平成二十八年十一月一日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしましたので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月十六日

岐阜市蔵前三丁目一六番八号

合名会社伊藤織喜商店

代表社員　伊藤　盛康

任意清算公告

当法人は、平成二十八年十月三十一日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年十一月十六日

東京都新宿区下宮比町一番四号

税理士法人ザット

清算人　宇野　嘉晃

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年九月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年十一月十六日

東京都千代田区神田司町二丁目六番地司町ビル五階

株式会社ジャパンエキスプレス　確定給付企業年金

清算人　冨沢　進一

訂正公告

平成二十八年十一月一日（号外第二四二号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑫欄「港京都江戸川区松島三丁目20―6　ロー弟90．201号室」とあるは「埼玉県川口市上青木西三丁目2―11」の誤りに付訂正致します。

平成二十八年十一月十六日

埼玉県川口市上青木西三丁目二―一一

三島株式会社

代表取締役　妻　宏岩

正誤

ページ	段	行	誤	正
二五四		終りから五	「一木　晄」	は死亡により削る。

叙位・叙勲欄中

（原稿誤り）

平成二十八年十一月四日（号外第二百四十四号）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十六日付第二五二号　四八ページ●同日付政府調達第二一五号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）